

議案第24号

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の管理者における懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を削除し、児童の安全の確保を図るための安全計画の策定に係る措置、自動車を運行する場合における児童の所在確認の措置等を定めるとともに、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(令和元年10月世田谷区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第6条に次の1項を加える。

- 5 前各項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第51条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第51条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、その従業者に対し、安全計画について周知するとと

もに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第51条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、障害児の降車の際に、ブザー等を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。

第58条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第61条中「、第44条」を削る。

第66条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事さ

せることができる。

第75条中「第47条から第51条まで」を「第47条から第51条の3まで」に改める。

第95条及び第100条中「第50条」の次に「、第51条の2、第51条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第44条及び第61条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 施行日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第51条の2（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第51条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

3 改正後の条例第51条の3第2項（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に、同項に規定するブザー等（以下「ブザー等」という。）を備えること及びブザー等を用いることにつき困難な事情があるときは、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。